

## 審査基準表

評価項目	評価内容	配点
(1)実施計画の内容が当該漁港の活用推進計画に適合するものであること。		
ア	全体概要	10点
ア①	水産物の消費増進	20点
ア②	附帯事業	各10点
ア③	既存レストラン又は直売所との連携	
イ	実施期間及び活用範囲	
(2)実施計画の内容が当該漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないものであること。		
ア	空間、時間的な調整	各5点
イ	交通動線の配慮及び駐車スペースの確保	
(3)実施計画の内容が当該漁港の利用を著しく阻害し、その他当該漁港の保全に著しく支障を与えるおそれがないものであること		
ア	漁港漁場整備事業施行への配慮	各5点
イ	漁港利用者の安全確保	
ウ	汚水・粉塵・騒音等への措置	
エ	事業終了後の活用施設の撤去及び漁港施設の復旧	
(4)実施計画が適正かつ確実に実施されると見込まれるものであること		
ア	当該漁港施設等活用事業の継続性(実績・資力等)	10点

### 評価基準

内容	基準点		
	(1)ア①	(1)ア①以外イ(4)ア	左記以外
標準より非常に優れている	20	10	5
標準より優れている	15	8	4
標準的である	10	5	3
標準よりもやや劣る	5	3	2
標準よりも劣る	1	1	1